2017年3月議会 一般質問と当局答弁 (要旨)

2017/2/27 まつざき 真琴

【第一回登壇】

- 1. 知事の政治姿勢について
- ①米軍機オスプレイの飛来について

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

12月13日、沖縄県名護市の浅瀬に、米軍オスプレイMV―22が墜落しました。日本で初めて起きたオスプレイの事故として、国民に大きな衝撃を与えました。

本県においては、海上自衛隊鹿屋基地において、MV-22オスプレイを含めたKC130空中給油機の訓練が行われる計画が進んでいます。

<u>そこでお尋ねします。県土に飛来する予定になっているオスプレイの墜落事故につい</u>て、知事は、どのような所感をお持ちでしょうか。

鹿屋市は、九州防衛局と協定を結び、交付金も支払われていますが、この訓練受け入れ は、オスプレイの安全性を前提として行われたものであり、今回の重大事故の発生によ り、訓練自体が見直されるべきです。交付金と引き換えに、住民を危険にさらすことは許 されません。この間、オスプレイが鹿児島市上空でも、奄美地域でも、いくつも目撃され ており、住民の間に、さらに不安が広がっています。

知事は、常日頃から、「トップの役割は県民の安心、安全だ。」と言われています。<u>県民の安心・安全を守る立場で、奄美地域を含め、県土上空におけるオスプレイの飛行に断固反対し、その意思を政府に伝えていただきたい。そして、自衛隊鹿屋基地への空中給油機の訓練移転とオスプレイの鹿屋基地への飛来について、鹿屋市長と協議し、訓練移転の中</u>止を申し入れていただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

②川内原発について

知事が選挙で約束した「専門委員会」が設置され、多くの県民の期待が集まりました。 しかしながら、「世界最高水準」と言われる新規制基準に「合格」した川内原発につい て、その稼働に「待った」をかけることは、とても困難であることは想定されることでし た。それでも、専門的な立場で、川内原発の安全性や住民の避難の問題について議論され ることは、これまでより前進ではあると感じています。

知事は、川内原発について、この専門委員会での助言を得て、「自分自身で総合的に判断する」と発言を繰り返されていました。「専門委員会で、問題がないということだったので、強い対応をする必要がない」これが、その「判断」でしょうか。

知事は、政治家です。県民の生命・財産を預かる県のトップです。専門委員自身が「わずか12人で結論を出すというのは無責任だ」と発言されていますが、県民の安全に関わ

る問題をについて、委員会の結論をそのまま自らの判断としていいのでしょうか。

私は、先日、原発事故後6回目の福島の現地視察を行いました。6年もたつというのに、いまだに8万人を超える人たちが、自宅に戻れない。仕事のために福島に残った夫と、子どもと県外に避難した妻と、戻る、戻らないで離婚に至った夫婦も珍しくありません。避難指示が解除されたが、除染が不十分で、子どもを連れて帰れない。事故前は子、孫、ひ孫と4世代で暮らしていたが、今は仮設住宅に一人で寂しいと老人が語る。一本の狭い道路の右側と左側で、住宅補償が続く帰還困難地域と補償が打ち切られる解除地域に分断される。汚染水のタンクや汚染された木々や土砂を詰め込んだフレコンバッグ置き場は増えるばかり。事故現場では、溶けた核燃料がどこにどれだけあるかの調査さえできない。そして、廃炉費用が21兆円を超え、国民の負担として押し付けられる。これが、原発事故がもたらした現実です。

知事、私たち政治家が考えるべきことは、この福島の現状を直視し、原発はどういうものであるか、事故がどういう事態を招くのかということです。「専門委員会」の助言・意見と合わせて、これらを含めて、総合的に判断すべきです。

そのためにも、知事、ぜひ、福島の現状を見ていただきたい。知事は、記者時代に行かれたそうですが、それは、報道する立場としてです。<u>知事は、今は県のトップです。県民の安心・安全を守る立場で、もう一度、福島を訪ね、原発事故の現状を見て、住民の声を聞いていただきたい。いかがですか。</u>

私は、「専門委員会」にもその役割を果たすことを求めます。

先日、専門委員会から知事に提出された「意見書」には、今後の方針として「現実に存在する原子力発電所のリスクおよびそれに関連する避難計画等のリスクを軽減する方策を検討対象とする立場が望ましい」と述べられています。

県は、第4回定例会の総務委員会において、「国とか規制委員会あるいは内閣府等に対して、何か意見を言おうという委員会ではない」と説明しました。

しかし、専門委員会において、原発の「リスク」、避難計画等の「リスク」を検討する中で、必要があれば、意見、要望を国や規制委員会、内閣府等を含めて、どこに対しても自由に、ものが言えることを可能としなければ、県民にとっての委員会の存在価値がなくなるのではないですか。<u>県が専門委員会の意見、助言の対象を限定すべきでないと考えます</u>が、見解をお聞かせください。

また、この専門委員会が、県民の安心・安全のために役割を果たすためには、委員会自体が、県民の信頼を得ることが必要です。

2人の委員が九州電力や原発メーカーの三菱重工業などから寄付金などを受け取っていたことが明らかになっていますが、そのうちの一人は、九州電力と約6千万円の受託契約を結び、九州電力のグループ会社から計500万円の寄付を受けていました。これは、原子力規制委員会が、委嘱する委員に求める自己申告書で明らかになったものです。

九州電力川内原発の安全性を確認する委員会において、その相手側から、多額の研究費

を受けていた人が、公平公正に判断ができるのか、多くの人が疑問にもつのは当然です。 知事は、「これまでの経験、実績、周りの評価そして専門的見地から、良心に従って、公平 公正に判断していただける、そういう方を人選した」と発言されていますが、この委員の これまでの経験、実績の中に、九州電力と6千万円の受託契約が存在するわけです。<u>それ</u> でも、知事が、公平公正に判断していただけると判断された根拠をお示しください。

この「専門委員会」でどういう議論が交わされるのか、県民のみならず、全国の注目を 集めています。ところが、傍聴の定員は、わずかに20名というもので、多くの人たちか ら、20名に漏れてしまって、とても残念だったという声を聞きました。

<u>傍聴は、パソコンや携帯電話などのネットで数日間の申し込みでしたが、傍聴の申し込みが開始となった時刻から、20名の定員いっぱいとなった時刻まで、どのくらいの時間</u>であったか、第1回、第2回、それぞれお示しください。

来年度以降の「専門委員会」の傍聴人数について、もっと拡大をしていただきたい。また、県内どこにいても、議論の経過がリアルタイムで分かるように、ライブ配信を検討していただきたい。

また、県民の安心・安全のために確認し、わかりやすく県民に説明するために設置したという委員会であれば、県民がどういう不安を持っているかを聞く場や、委員会開催後、県民にわかりやすく説明する場が設けられるべきと考えますが、県の考えをお聞かせください。

③知事が行う「行財政改革」について

知事は施政方針演説において、「持続可能な行財政構造を構築するため、引き続き、歳入・歳出の両面にわたる行財政改革に取り組む」と述べられましたが、伊藤前知事時代に、行われてきた行財政改革は、県民に直接関わる補助金のカットや使用料・手数料の値上げ、人件費削減でありました。たとえば地域振興局の代表電話と電話交換士が廃止され、県民は、自分の用事が、いったい、どの部署のどの係であるのか分からなければ電話をかけることができない、このような県民サービスの低下がおきました。また、県立の施設に指定管理者制度が導入され、3年おき、5年おきに、仕事が切られてしまうかもしれない、つまり、不安定な雇用で、県立の施設で働く人たちを多く作り出すことになりました。行政の仕事は、県民、住民を対象とした仕事で、マンパワーが求められるものです。伊藤前知事時代には、職員の給与カットが8年間続き、約1000名もの職員が削減されました。これ以上の人件費削減は県民にとって、許されるものではありません。

伊藤前知事が行った行財政改革を進めるに至った原因について、三反園知事は、どのように認識しておられるかお聞かせください。また、知事が考えられる「いっそうの行財政 改革」において、何を削減し、何を充実させようとされているのかお示しください。

④子ども医療費の「窓口負担ゼロ」について

知事は、子ども医療費について、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関の窓口 負担をゼロとすることを、平成30年10月から実施したいと示されました。 これまで、国は、医療費助成の現物給付を行っている市町村に対して、国保の国庫負担の減額措置を行ってきており、本県は、そのことを現物給付を行わない理由の一つにしてきました。

国は、少子化対策に逆行するという批判の声や市町村からの減額措置の廃止を求める要望を受け、この減額措置を廃止することとしました。昨年12月22日付の県への厚労省通知には、「自治体の少子化対策の取り組みを支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成制度については、国保の減額調整措置を行わないこととする。」と示されています。

このように、国の減額措置の廃止は、所得制限を設けず、すべての未就学児を対象としていますが、知事の方針は、所得制限を儲け、非課税世帯のみを「窓口負担ゼロ」の対象としています。

現在の制度でも非課税世帯は無料なんです。もちろん、窓口での負担がなくなるというのは、前進です。しかし、無料の対象は、全く広げずに、これで、「子育て支援に特に力を入れる」と言えるのでしょうか。

県議会の政策提言に応えたと言われますが、その提言で求めた現物給付は「非課税世帯」に限っているものではありません。課税世帯でも、滞納が発生してる世帯があるように、経済的な困難な世帯はたくさん存在します。そもそも「子育て支援」というのは、親の経済的状況にかかわらず、子どものいのちと健康を守ることではありませんか。これまでに県市長会や県内の地方議会から知事あてに提出された現物給付を求める意見書は、すべての世帯を対象にしたものです。

知事は、施政方針で、「人口減少、子どもたちの数の減少に少しでも歯止めをかけることが必要。私は何よりもまず、子育て世帯にとって住みやすい鹿児島をつくる。」と述べられました。また、昨年12月に、医療費助成の現物給付を求める署名を知事に直接手渡されたママたちに、「来年は子育て支援の年にします。」「来年はクリスマスプレゼントを贈ります」と言われましたが、知事のプレゼントを受け取れる子どもたちは県内の未就学児9万3千人のうちの1万5千人、比率で言えば、約17%、6人に1人に限られることになります。

知事がマニフェストに込められた「子育て支援」の思いは、子ども医療費については、無料の対象者は広げない。後の人たちは、これまでと同じように、一旦は窓口で全額負担 しなさい。こういうことですか。知事のお考えをおきかせください。

これから設置される「有識者懇談会」においては、知事の<u>この結論を押し付けるものではなく、「有識者懇談会」の議論の経過によっては、対象が広がる可能性もあると考えますが、いかがですか。また、「有識者懇談会」を公開し、傍聴を可能とすることと、議事録の</u>公開を求めます。見解をお示しください。

<u>また、この「懇談会」に、これらの医療費負担の当事者である、保護者をぜひ加えてい</u>ただきたいと考えますが、見解を伺います。

【答弁】

質問1知事の政治姿勢について

1-1 米軍機オスプレイの墜落事故・飛来について

答弁者(企画部長)

米軍機オスプレイの墜落事故・飛来についてであります。

まず、オスプレイの事故に関しましては、防衛政策に関する一義的な判断主体である国は、 地元の方々に丁寧に説明し、理解を得ること、また、事故の原因とその対策を米側に確認する ことが必要としておりました。

その後,国は,米側が今般の事故の原因となり得る人的及び環境要因を幅広く網羅する再発防止策を全て実施したことを確認し,これらの対策は,防衛省・自衛隊の知見及び経験に照らしても妥当であるとし,さらに,空中給油訓練は,陸地の上空では実施しないことも確認をしているところであります。

防衛・安全保障政策については、国の専管事項でありますが、国が米軍再編など安全保障 上の施策を進めるに当たりましては、地域住民の間に、事故の危険性の増大や騒音、治安に対 する不安や懸念が生じることに対して、説明責任を果たすとともに、地域の方々の意向を十 分に踏まえて対応する必要があるものと考えております。

県としては、今後の動向を注視するとともに、、県民の平和で豊かな暮らしと安全が守られるよう適切に対応してまいりたいと考えております。

1-2 知事としての福島への訪問について

答弁者(知事)

知事としての福島への訪問についてであります。

私としては, 原発は絶対に事故を起こしてはならないと考えております。

私は、知事就任前に、福島を訪れて、原発事故の悲惨さは十分に認識しております。

1-3 専門委員会の意見等の対象の制限について

答弁者(危機管理局長)

原子力安全・避難計画等防災専門委員会につきましては,原発の安全性の確認や避難計画等の検証,県民向けのわかりやすい情報発信のため,それぞれ技術的・専門的見地から,あくまでも県に対して意見,助言をいただくものであります。

これまでの2回の会合におきましては,各委員から,自由に発言をいただいております。 また,今月16日に専門委員会から提出された意見書におきましては,「現実に存在する原 子力発電所のリスクおよびそれに関連する避難計画等のリスクを軽減する方策を検討対象 とする立場が望ましい」,また,「具体的な事項に限定した調査,議論評価を行うスポット・ チェック方式を採用すべき」などの提案がなされております。

県といたしましては、県民の安心·安全の観点から、その方向で議論していただきたいと

考えております。

1-4 専門委員会の選任の根拠について

答弁者(危機管理局長)

専門委員会の委員は,設置目的であります川内原発の安全性の確認や避難計画等の検証を 行っていただく観点から,国などの同種の委員会等に所属されている方々の中から,原子力 工学や地震学,放射線防護防災関係など,専門分野や県内・県外のバランスを考慮して,選任 をしたところであります。

【再質問】

●川内原発についての再質問

知事は「総合的に判断する」と言われていましたが、専門委員会の「結論」のほかに、何 を材料として判断されたのでしょうか。

【再答弁】

答弁者(知事)

これは、私繰り返し述べておりますけれども、その方のこれまでの経験、実績周りの評価、専門的見地、総合的に判断して委員として起用したということであります。

議員も,この専門委員会に出席していたからよく分かると思いますが,実際問題として質 疑応答見て頂ければ分かると思います。

あの質疑応答の中でも、厳しい意見、専門的見地からすごい、本当に厳しい意見がどんどんだされております。

やっぱり,専門的見地でなければ分からないような質問もたくさんあります。

問題点に関して、確認して、そして専門的見地から意見を頂いたということであります。 そうした中で私自身は、これもずっと言ってきております。これもぶれていないんですけれども。つまり、私がずっと言っているのは、原発については、安心・安全が一番であります。

そのためにも,専門家委員会を作りたい,そういうことで設置された訳であります。そして,その専門家委員会の中で問題があるということであれば,強い対応をとっていきます。 これもずっと言ってきております。

専門的見地から専門家の方々がそれぞれ意見を述べました。その中でも定期検査,そして特別点検に関しても問題は無いという結論に至って,そういった意見書も頂いております。

そういったことを踏まえて、いわゆる強い対応をとる必要は無いとそういうふうに判断したということであります。

1-5 専門委員会の傍聴等について 答弁者(危機管理局長) 専門委員会につきましては、第1回を昨年12月28日に、第2回を1月29日に開催し、傍聴につきましては、いずれも定員20名として、第1回は12月24日、第2回は2月5日の9時からインターネットにより募集をしたところであります。

傍聴申込み開始から定員に達するまでの時間につきましては,第1回は2時間13分,第2回は9時間29分となっております。

専門委員会の傍聴人数につきましては、委員をはじめ、県の事務局、関係市町、県議会議員の皆様、マスコミ等の出席者を元に、会場の広さを考慮し20名としたところであります。

専門委員会での議論の内容につきましては、会議の配付資料をはじめ、議事録や先日、委員会から提出された意見書につきましても、すべて県のホームページに掲載をしており、また、「原子力だより」や「県政かわら版」など県の広報紙でも委員会の開催状況を掲載をしております。

このようなことから, 県としては, リアルタイムのライブ配信は考えていないところであります。

専門委員会におきましては、そもそも原発に対して、県民の方々には様々な不安があるという前提に立って、これを解消するためにそれぞれの技術的・専門的見地から議論をしていただいております。

また,専門委員会の設置目的の一つが,県民向けのわかりやすい情報発信を掲げており,今後発行いたします「原子力だより」などの広報紙を通じて,わかりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、県といたしましては、専門委員会において、県民の意見を聞く場や説明する場を設けることは考えていないところでございます。

1-6 行財政改革を進めるに至った原因について

答弁者(総務部長)

行財政改革を進めるに至った原因について、どのように認識しているかについてでございます。

本県におきましては、国の経済対策への対応を含め、公共事業等に多額の予算を計上してきた結果、平成7年度末に約8,600億円であった県債残高が、毎年1,000億円程度増加し、平成15年度末には約1兆6,000億円となったところでございます。

また,行財政改革への取組が他県と比べますと3年程度遅れたことによりまして,県債残高が累積し,財政規模が類似している他団体と比較いたしましても2,000億円程度多額となっており,毎年度の公債費も200億円程度多くなっているところでございます。

このような状況に対応するため, 行財政改革を行ってきたものと認識しております。

1-7 行財政改革について

答弁者(知事)

行財政改革についてであります。

私としては、財政状況が非常に厳しい中で、新しい力強い鹿児島の実現に向けた施策と財政健全化の両立を図ることが重要と考えております。

平成29年度当初予算につきましては、鹿児島を元気にする各般の施策を盛り込む一方で、 歳入・歳出両面にわたる徹底的な見直しを行うなど、行財政改革を着実に進めたことにより まして、財源不足の生じない予算となっており、メリハリのある予算編成ができたのではな いかと考えております。

本県財政は、自主財源に乏しく脆弱な財政構造にあります。厳しい状況にある中で、子育て支援をはじめとする各般の施策を推進していくこと、引き続き、行財政改革に取り組む必要があると考えております。

なお, 具体的な行財政改革の取組の内容につきましては, 来年度に向けて行財政改革プロジェクトチームの設置を検討するよう指示したところであり, 今後, 同プロジェクトチームにおいて検討していくことになるものと考えております。

【第二回登壇】

2. 国民健康保険の都道府県単位化について

国民健康保険が、2018年度から、都道府県単位化となり、国保の保険者は県と市町村になります。実質的には、国保のさまざまな実務、賦課や徴収、給付や健診等は市町村が行いますが、国保財政を県がにぎることになります。

「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」には、国保は「国民皆保険の最後の砦」と述べた上で、「財政運営上の課題」が並べられていますが、かつて「国保の構造的な問題点」として厚生労働省自らが指摘していた「保険料負担が重い」という点が消えています。

国保税について鹿児島市が示しているモデル世帯の試算では、鹿児島市は、夫45歳、所得200万円、妻42歳、所得なし、子ども2人の4人世帯で、法定の2割減免をした上で、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計で、年間34万5,300円となります。霧島市は、夫44歳、所得300万円、妻39歳、所得なし、子ども2人で、合計、年間53万5,600円となっています。いずれも、国保税が所得の2割近くを占めることになります。「国保税の負担が重い」現状についての県の認識をお聞かせください。

本県の国保税の収納率がこの間、上がっています。これは全国的な傾向ではありますが、税の徴収について、大変厳しくなっている現状も伺えます。<u>この5年間の収納率の上</u>昇の要因についての見解をお聞かせください。

今月9日、衆議院予算委員会で日本共産党高橋千鶴子議員の質問において、提出された 資料によると、全国都道府県国保差し押さえ率ランキングにおいて、本県は、高い方から 12番目となっています。滞納世帯の数とは関係なく、滞納率では、本県は高い方から3 6番目です。滞納率が全国で3番目に高い熊本県は、差し押さえ率では32番目です。

県内に住む運送会社の契約社員のMさんは、重度の難聴で就業が困難な妻と県立の高校生と小学生の4人暮らしですが、生活が厳しい中で、税金は余裕があるときに少しずつ納

付していました。しかし、子どもさんの高校進学を機に、転居した結果、前の居住市の国 保税と住民税が滞納として催告や納税通知書が届くことになりました。しかし、納付する お金がなく、直接窓口に相談にいけない状態が続き、とうとう、給与約24万円の中から 4万円ほどの差し押さえが始まりました。ますます、支払いが困難となっていましたが、 今度は現在の居住市からの2万円の差し押さえも加わり、保険証は取り上げられ、病院に もいけない、食料を買うお金もないという状況になってしまいました。

Mさんは、払いたくないのではなく、払いたくても払えない事情があるにもかかわらず、お金がなくて市の窓口の敷居が高く、相談にいけなかったために、「悪質」な滞納者だとみなされて、給与の差し押さえを受けたということです。

収納率の上昇の影に、このような実態が隠れているのではないかと心配します。

2014年に成立した医療介護確保推進法の中で、都道府県が地域医療構想を策定することが義務付けられました。この地域医療構想で都道府県ごとに医療供給体制の枠組みを決め、同時に、医療費の大きなシェアを持つ国保を都道府県単位とすることによって、医療供給体制と医療費支払いをリンクさせる、つまり、財政を握ることによって医療費適正化、医療費の削減を可能にするものです。

県と市町村のお金のやり取りは、一部の基盤安定化部分を除き、新しくできる「事業納付金」と「保険給付費等交付金」のみとなります。県が財政を握ることによって、たとえば、医療費削減に努力した自治体には納付金を少なく算定したり、交付金を多く交付したり、反対に医療費削減ができない市町村にはペナルティー的に納付金を多く算定したり交付金を少なく交付できるとするならどうなるでしょうか。県が、権限を持つことにより、国保が、医療費適正化、つまり医療費削減の道具にされることにならないか、懸念するものです。

現時点で、いくつか確認をさせていただきます。

国民健康保険が県単位化された後も、国民健康保険料率は県下で統一しないこと、また 市町村の一般会計から国保の特別会計への法定外の繰り出しは可能であることを確認しま すが、いかがですか。

さらに、県が定めることとされている国民健康保険の運営方針には法的な拘束力はなく、市町村の自主性、自立性が県単位化後も確保されると考えますが、見解を伺います。

3. 県立短大の施設整備について

私は、鹿児島市の下伊敷にある鹿児島県立短期大学を訪ねました。国道3号線から、少し中に入るだけで、静かな緑豊かな環境にあり、この季節は、赤と白の梅の花が咲き誇っています。ここは、新制大学発足の翌年、1950年に鹿児島県立大学短期大学部として開学し、67年を迎えています。

まず、<u>県立短大が本県の高等教育において果たしている役割についての県の認識をお聞かせください。</u>

県立短大の施設は、古いものでは築50年を経ており、新しいものでも築30年を経ていますが、古いながらも、大切に使われてきたことが伺われます。途中、耐震工事や部分

的な改修も行われていますが、施設・設備の老朽化が進んでいることは明らかです。伊藤 前知事時代には、県短予算にずっとマイナスシーリングをかけるだけで、十分な改修・改 築は行われませんでした。私は、実際に、施設を見てまわりましたが目立つのは、トイレ の古さです。一般にトイレは、見えない場所ではありますが、その施設に対する設置者の 構えが現れる場所と言えると思います。多くが昔ながらのタイル張りで和式トイレが半数 以上、和式を改修して洋式にかえたものもありますが、ただの冷たい便座です。増改築が なされた図書館には、洗浄機がついた暖かい便座の車椅子用トイレがありました。また、 体育館の更衣室は、横開きのドアを開けると、そのまま丸見えで、銭湯の脱衣場のような 棚が並んでいるだけですが、今回、入口にカーテンは取り付けられるそうです。体育館の 天井の隙間から、横殴りの雨のときには、雨漏りがする。テニスコートは、コート内に古 いヒビがはいっている。こういう現状です。

バリアフリー化については、以前、私は、車椅子の学生さんが、エレベーターがないために、他の学生が来ない時間に、階段をはって上がっているということを取り上げました。

現在も車椅子の学生さんがおられますが、その学生さんの授業は、エレベーターと車椅子用トイレのある2号館でなされるよう教室を入れ替えているというお話でした。それで、解決かと思っていましたが、実際に、学生さんたちに話を聞くと、その車椅子の学生さんが、エレベーターのない3号館に研究室がある教授に話を聞いたり、本を借りに行きたいと思っても、行くことができない。友人の自分が代わりに借りてあげようと思うが、やはり本人が行かないとどんな本がいいのかわからない、これから卒論を書くのに困るだろうと話していました。車椅子であるために、そこの学生でありながら学内に行くことのできない場所がある、これは、どうしても改善しなければならないと思います。

来年度、認証評価機関の認証評価を受けると聞いていいますが、研究環境、学生の教育環境、バリアフリー化に十分な教育・研究環境は整備できていると言えるのでしょうか、 設置者としての県の認識を聞かせてください。

<u>また、平成29年度、施設整備に係る予算の計上はどうなっていますか。30年度以降</u>の施設整備について考え方について示してください。

4. 給付型奨学金の拡充について

子どもの貧困が大きな社会問題になっています。経済的理由で大学に進学できない、学業を続けられない。奨学金を受けても、その返済ができず、自己破産をする。格差と貧困が広がる中で、学ぶ機会と将来への希望が奪われる若者が増えていることは日本社会の大問題です。

現在25歳のAさんは、高校、大学と無利子の奨学金をもらいました。自宅から鹿児島大学に通いながら、受け取っていた月4万5千円の奨学金は、ほとんど大学の授業料にあて、教科書代などは、アルバイトでまかなっていたと言います。現在、実家を出て、鹿児島市内の民間に勤め、手取り月14万円ほどの給料から、毎月2万円を返済しています。1万円札14枚のうち、2枚を返済にまわす。厳しい生活ぶりは、容易に想像できます。

これが15年間続きます。

政府は、ようやく返済不要の給付型奨学金の導入を決めましたが、あまりに規模が小さく、関係者に失望を広げています。支給枠の1学年2万人は、全学生のわずか2.5%弱です。他国の給付型奨学金の受給率をみると、アメリカ47%、イギリス48%、ドイツ25%となっており、日本とはケタ違いです。収入基準も住民税非課税世帯と対象を狭くし、全国5千の高校に一人以上を割り振り、高い学習成績、部活など教科以外の活動成績をもとに選定します。

本県では、先駆けて、奨学金の返済を支援する制度を作られていますが、募集定員に対して2倍以上の応募があります。しかし、その対象は、日本学生支援機構の無利子奨学金の貸与者に限られています。しかも、県内企業の正規雇用が要件です。そもそも返済に苦慮しているのは、有利子奨学金の貸与者も同様です。また、無利子でも正規雇用が叶わなければ、返済は厳しい状況になります。これからの鹿児島を担っていく若い世代が、安心して学べる環境をつくるためにも、県として、国に対して給付型奨学金の対象者の拡充を要請するとともに、県独自の分についても、ニーズに合った形で拡充していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。

5. 太陽光発電のあり方について

今、県内各地で、山を切り開いたり、かつて田んぼや畑だったところに、太陽光パネル が設置され、太陽光発電が行われています。

長島町川床では、太陽光発電のために、9.5へクタールもの林地開発が進められていますが、住民には全く知らされていませんでした。

1 h a を超える林地開発の知事の許可申請には「開発区域周辺居住者の同意書」が必要であり、この通りに進めば、周辺の住民が知らないことにはならないはずですが、現実に、誰も知りませんでした。住民説明会も開かれないまま、地域の代表者の名前とハンコをついた「開発区域周辺居住者の同意書」が添付され、開発許可がおり、現在に至っています。

街部の開発と違って、林地は、住民が知らない間に開発が進んでいることがあったり、 災害が起きればその被害を被ったりすることからも、住民にとって、その開発の目的や工 事の内容が分かり、住民の不安に答える説明会は欠かせません。

林地開発許可の手続きにおいては、常に、事前協議の段階から、地域住民への説明会の 開催を事業者に対して義務付けるべきと考えますが、見解を伺います。

この開発は、本年3月完成をめざして工事が進められており、住民のみなさんは、ここまで進んでいては、これを現段階で中止を求めることは難しいと諦めておられますが、台風や豪雨のときに、土砂災害などが生じないか、それを大変心配されています。

今後、<u>調整池の土砂を定期的に撤去することや、切土の法面の保護や管理などを事業者が責任を持って行うよう、林地開発許可をした県が、事業者と町にたいして、災害防止の</u>ための協定の締結を促していただきたいと考えますが、見解をうかがいます。

森林には、水源涵養や災害防止、地球温暖化防止といったさまざまな公益的機能があ

り、だからこそ、県も森林環境税を徴収し、森林を守っています。

林地開発許可は、対象が 1 h a を超える林地となっており、それ以下の面積については、樹木の伐採届けを出すだけです。また、開発面積には上限の定めがなく、どれだけでも森林の伐採、造成など開発ができる法体系となっています。環境にやさしいはずの自然エネルギーであるのに、それを進めるために、次々と山が丸裸にされているのを見ると、このまま、なんの歯止めもなく、開発を進めていいのかと疑問を抱かざるを得ません。また、耕作放棄地を利用した太陽光発電も各地で見られ、農地の転用が進み、田や畑が減少している状況を見たときに、農地を守るという立場から、何らかの歯止めが必要ではないかと考えるものです。

知事は、本県を自然エネルギー県へ少しずつ変身させていくと言われており、それは、少しずつではなく、早急に進めていただきたいと思っていますが、だからこそ、<u>本県の自然環境の保全と災害防止のためにも、林地開発や農地の転用について、一定の歯止めが必要であり、県独自の条例やガイドラインを制定していただきたいと考えます。また、国に対して現行法の改正を要請していただきたいと考えますが、見解をお聞かせください。</u>

【答弁】

1-8子どもの医療費について

答弁者(知事)

子どもの医療費につきまして,でございます。

子どもの医療費につきましては、住民税非課税世帯の未就学児を対象に、医療機関等における窓口負担をゼロとすることとし、市町村が医療機関に支払うための新たなシステム構築に要する期間も考慮して、平成30年10月から制度を開始したいと考えております。

私は,経済的な理由により受診を控えることにより症状の重篤化を防ぐため,県議会からの子どもの貧困対策に係る政策提言も踏まえまして,新たな医療給付制度を創設したいと考えております。

検討に当たっては、お金が無くて受診できない方々に早急に対応しなければいけないという思いから、住民税非課税世帯の未就学児を対象としたいと考えたところであります。

【再質問】

●子ども医療費についての再質問

知事は、早急に対応するために、非課税世帯を対象とするという答弁でした。であれば、 今後、対象を広げていくと理解してよろしいですね。

【再答弁】

答弁者(知事)

私は、子育て支援すごく重要であり、最重要政策だと、そういうふうに考えて、今回の予算編成にも当たりました。議員もこの予算をよく見ていただければ分かると思います。子育て支援に相当の、いわゆる支援策も盛り込んでおります。そして、理想と現実というものも、

実はあります。

まず、私が、やらなければいけないことは何でしょうか。財政状況が厳しい中で、まず、やるべきことは、お金が無くて受診できない、そういった子どもがいる、そうすると病気は重くなる、そういった子どもを、なんとかしなければいけない。そのためには、早急にしなければいけない、今回の予算も2億6千万円というお金が、市町村と合わせてかかるわけであります。そうした中で、まずは早急にできること、それは、お金が無くて受診ができない、そういう子どもたちのための対応をまずしなければならない、こういうことで今回、こういうことをやろうとしたことであります。

そして,有識者懇談会の中では,いわゆるこうした考え方をもとに意見交換していただく ということであります。

1-9「乳幼児医療費助成在り方有識者懇談会(仮称)」ついて答弁者(保健福祉部長)

有識者懇談会につきましては,先ぼど知事が答弁申し上げました新たな医療給付制度について説明した上で,この制度の創設に当たり検討すべき事項や想定される課題への対応等について,意見交換を行う場として位置付けており,従いまして,県,市町村,医療関係者,保険者,審査支払機関で構成することといたしております。

有識者懇談会の公開・非公開につきましては,有識者懇談会自らの判断に委ねたいと考えております。

議事録につきましては、有識者懇談会の意見も聞いた上で、何らかの形で公表したいと考えております。

質問2国民健康保険の県単位化について

2-1 国民健康保険税の現状等について

答弁者(保健福祉部長)

国民健康保険税の現状等についてであります。

国民健康保険制度は、被保険者の負担能力に応じた応能割と受益に対する応益割で構成される保険税の拠出や公費負担などにより成り立っておりまして、保険税の税率等は市町村ごとの所得水準や財政事情、医療費の状況などをもとに各市町村がそれぞれ条例で定めているものと認識しております。

なお,所得の低い被保険者に対しましては,所得に応じた軽減措置が,災害などの特別事情により保険税負担が困難な被保険者に対しましては,減免・徴収猶予制度が設けられております。

本県の市町村国保の保険税収納率につきましては,平成23年度から5年連続で上昇しておりまして,平成27年度の現年度分収納率は91.71パーセントとなっております。

県が昨年9月に,各市町村における収納対策の取組状況を把握するために実施いたしましたアンケートによりますと,収納率の向上に,特に効果があると思われる取組として,滞納処分の実施や口座振替の推進などが挙げられております。

2-2 国保財政運営の県単位化後の保険料率統一等について 答弁者(保健福祉部長)

県単位化後の国保の財政運営についてであります。

国保の保険料率につきましては、都道府県国民健康保険運営方針策定要領におきまして、 市町村ごとに設定することを基本としつつ、地域の実情に応じて、都道府県ごとに保険料率 を一本化することも可能とされております。

また, 法定外の一般会計繰入のうち, 決算補填等を目的とするものにつきましては, 解消又は削減すべきものとされております。

このため、本県におきましては、保険料率の一本化の可能性や法定外繰入の解消等に向けた取組などにつきまして、市町村等との協議の場であります国保新制度移行準備連絡会議におきまして、検討・協議を進めているところであります。

国保運営方針につきましては、平成27年5月に改正されました国民健康保険法の規定に基づき、都道府県が安定的な財政運営や、市町村の広域的・効率的な事業運営を図るため、都道府県内の統一的な運営方針として定めるものでありまして、同法において、市町村は国保運営方針を踏まえた事務の実施に努めるものとされております。

質問3県立短大の施設整備について

3-1 県立短大の施設整備について

答弁者(総務部長)

県立短期大学につきましては、例年、入学者の9割前後が県内出身者で占められ、また、卒業生の8割から9割が県内に就職するなど、鹿児島の発展に大きく貢献しており、本県の高等教育において、大きな役割を果たしているものと認識しております。

施設整備につきましては、平成24年度までに耐震化の工事を完了し、また、バリアフリー化を図るために、これまで、2号館の校舎にエレベーターや身体障害者用トイレ、手すりを設置いたしますとともに、図書館の増築やトイレの洋式化など、キャンパスの環境整備に努めてきたところでございます。

平成29年度予算案においては、校舎と校舎をつなぐ渡り廊下の設置、バリアフリー化のための3号館校舎へのエレベーター設置、体育館の天井や照明器具等、非構造部材の耐震化改修等の工事の設計委託費を計上しているところでございます。

県といたしましては、魅力ある県立短期大学づくりに向けまして、厳しい財政状況のもとではございますが、今後とも必要な教育研究環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

【再質問】

●県立短大の施設整備についての再質問

知事は、何事も現場に行くことを大事にされて、いろいろなことに対して、現場に行かれています。これから、県立短大の卒業式、入学式に行かれると思います。その時に、私は、

先ほど、施設の老朽化について、ご紹介しましたが、ぜひ、ご自身で、見ていただきたいと 思いますが、いかがですか。

【再答弁】

答弁者(知事)

県立短期大学の果たしている役割は非常に大きいと思っておりますし、学ぶ環境というのは、やっぱりそれにふさわしい環境は必要だというふうに思っております。

質問4給付型奨学金の拡充について

4-1 給付型奨学金制度の拡充について

答弁者(教育長)

国による給付型奨学金制度は、住民税非課税世帯の生徒など、経済的理由により大学等進学を断念せざるを得ない者に対し、月額2万円から4万円の奨学金を全国で2万人に対して給付する内容となっており、平成30年度からの本格実施のため、平成29年度政府予算案に計上されたところであります。

県としては、全国知事会や全国都道府県教育長協議会を通じ、国に対して、給付型奨学金制度創設等の要望を行ってきたところであり、また、制度創設の検討過程では給付対象や給付額、給付規模について、様々な議論もなされたと聞いていることから、まずは新年度からの応募実績など、制度の実施状況や国における今後の議論等を見極める必要があると考えております。

また、本県独自の奨学金制度については、引き続き制度の着実な運用に努めながら、鹿児島の将来を担う有為な人材の育成・確保を図るために、よりよい奨学制度となるよう今後のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

質問5太陽光発電の在り方について

5-1 林地開発許可に係る住民説明会について

答弁者(環境林務部長)

林地開発の許可手続きにおきましては、地域住民の意向を反映するため、森林法は、県に地 元市町村長の意見を聴くことを義務づけております。

このため、県では当該市町村に対し、申請関係書類を提供するとともに必要な説明を行っているところであります。

このほか、県では、現在、林地開発を行う事業者に対し、開発申請書の提出に当たっては、当該開発行為について、開発区域の周辺居住者や利害関係者へそれぞれ説明の上、同意を得ることを求めているところでありまして、提案のありました、住民説明会の開催の義務づけについては、考えていないところであります。

5-2 災害防止協定について 答弁者(環境林務部長) 林地開発許可の手続きにおきましては、県では、只今申し上げましたとおり、現在、事業者に対し、当該開発行為について、開発区域の周辺居住者や利害関係者へそれぞれ説明の上、同意を得るよう求めているところでありますが、災害防止について協定締結を行うか否かについては、これは、当事者間で協議・判断されるべきものと考えているところであります。

5-3 林地開発許可制度による規制について

答弁者(環境林務部長)

現行の林地開発許可制度においては、森林法に規定する許可要件を満たすものについては、「許可しなければならない」とされており、この規定の趣旨を踏まえますと、県において、独自に太陽光発電について、規制措置を設けることは難しいと考えております。

なお,現在,全国知事会から,大規模太陽光発電所建設による景観の悪化等の課題に対し林 地開発における基準や関係法令を整備することについて,国への要望がなされているところ であります。

【再質問】

●太陽光発電についての再質問

先ほどの答弁で、当事者間で判断されるべきということでしたが、少なくともこの問題で、 長島町と協議をして、防災の対策について話をしていただきたい、いかがでしょうか。

【再答弁】

答弁者(環境林務部長)

林地開発には、様々な規模、態様がございますので、一律にそうした協定の義務づけということはできないのではないかということで、先程御答弁申し上げましたが、災害の発生を防止するような仕組みを講じることについて、事業者あるいは市町村の方にお話しするということは、可能だと考えております。

5-4 農地転用許可制度の規制の強化について

答弁者(農政部長)

農地法に基づく農地転用許可制度は、優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、農地転用を農業用の利用に支障が少ない農地に誘導することを目的としております。

農地転用許可申請があった場合,農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域内 農地や,農用地区域外でありましても集団的な農地や農業公共投資の対象となった農地な ど,いわゆる第1種農地については,太陽光発電施設の設置を含め,原則として農地転用を認 めないこととされております。

また,農地転用許可に当たっては,申請者から,土砂の流出又は崩壊その他の災害を生じさせないよう被害防止計画書等を提出させております。

今後とも,農地転用許可制度の趣旨を踏まえ,適切な運用に努めてまいります。

【まとめ】

安倍政権は、「アベノミクス」と「消費税頼み」路線の行き詰まりのしわよせを国民に押 し付けるとともに、軍拡推進の道を暴走する強権的な姿勢を示しています。

一方で、この暴走政治に対して、市民と野党の共闘で、政治を変えていく大きなうねり が起きています。

日本共産党は、国の政治でも、地方の政治でも、この国民の暮らしといのちをないがし ろにする政治に対し、多くの市民や立憲野党と共闘し、奮闘する決意を申し上げ、質問を 終わります。